

「JCSS 登録の一般要求事項（第17版）」の改正要旨

平成 27 年 11 月 30 日
認定センター 計量認定課

1. 改正理由

- (1) APLAC 文書「APLAC TC008(2015) : APLAC Requirements and Guidance on the Accreditation of a Reference Material Producer (標準物質生産者の認定に関する APLAC の要求事項及びガイダンス)」の改正に対応。
- (2) ILAC 文書「ILAC-R7 (2015) : Rules for the Use of the ILAC MRA Mark (ILAC MRA マーク使用ルール)」の改正に対応。
- (3) その他、軽微修正。

2. 主な改正内容

- (1) APLAC TC008 関係：
 - ◆ 第 2 部 「5. 申請事業者及び認定事業者の認定のための審査基準」に ISO Guide 34 の対象となる種類を明文化。
- (2) ILAC-R7 関係：
 - ◆ 第 2 部 「4. 用語」に「認定機関ロゴ」、「ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル」等を追加。
 - ◆ 第 2 部 「8. 認定シンボルの使用に関する規定」に、従来、国際 MRA 対応事業者と個別で取り交わしていた「サブライセンス契約書」の内容を追加。
 - ◆ 「付属書 5 カタログ、レターヘッド及びその他の宣伝文書等に対する標章又は認定シンボルの使用例」の「II. 国際 MRA 対応認定事業者の場合」について、従来、名刺には「ilac-MRA」マークの使用が認められなかったが、今回の ILAC-R7 (2015) により、本規定の施行日となる平成 28 年 1 月 1 日より、名刺にも「ilac-MRA」マークを含む認定シンボルの利用が可能。
- (3) その他、軽微修正：
 - ◆ 第 1 部 8. 4. 2(2)に、名刺への標章の仕様を明文化。

3. 適用開始日

平成 28 年 1 月 1 日からの適用開始を予定